2025年1月31日
第16回宇宙法シンポジウム

第2部 宇宙法研究の「これまで」と「これから」

[特別講演] 宇宙法同研究の意義
：過去12年の宇宙法の発展

慶應義塾大学宇宙法研究センター
副所長　青木 節子

目次

I　宇宙法共同研究の開始

II　共同研究の推移

III　今後に向けて－ 世界水準の宇宙研究をめざす

Ⅰ 宇宙法共同研究の開始

慶應・JAXAの宇宙法分野における協力協定　４つの目的

１　宇宙活動に係る法的視点からの検討を通じた諸課題への対処

２　日本の宇宙法研究の水準の向上

2012年1月
宇宙法研究センター設立

３　宇宙法分野における実務家および研究者の要請への寄与

４　アジアにおける宇宙法分野の能力開発への貢献

2012年4月
宇宙法専修コース

Ⅱ 共同研究の推移　1.宇宙法シンポジウム開催状況リスト

回数	開催日	テーマ　趣旨等
１	2012/3/12	21世紀の国際宇宙法-今後の宇宙活動をとりまく課題
２	2013/3/6	宇宙法研究の最前線
３	2013/11/5	（特別会）国連宇宙活動に貢献する日本
４	2014/3/5	共同研究報告会
５	2014/9/3	（特別会）宇宙分野における国際協力メカニズム
６	2015/1/23	宇宙商業化時代の国内法整備に向けて
7	2016/3/2	共同研究報告会
８	2017/3/13	宇宙法研究所開所5周年記念シンポジウムー5年間の軌跡と展望ー
９	2018/2/27	新たな宇宙ビジネスの動向に対する法的課題と対応
10	2019/2/25	我が国の宇宙法研究コミュニティの更なる発展に向けて
11	2020/2/21	我が国の宇宙法研究の拡大と深化に向けて
12	2021/3/1	宇宙法政策の現在と未来～2020年代を迎えて
13	2022/2/28	宇宙法の新時代ー新たな規範とルール形成に向けてー
14	2023/2/9	持続可能な宇宙活動に求められるリスク管理と法政策
15	2024/2/21	宇宙活動を支える法的枠組みの現状と将来展望
16	2025/1/31	宇宙法研究の「これまで」と「これから」

2.共同研究と成果報告の仕組み (1)全体像

＊宇宙法研究センターのセンター員
- 慶應義塾大学教員 + JAXA法務・コンプライアンス課課員
+その他のJAXA職員（運営会議で決定）

＊プロジェクトごとに主査がメンバーとオブザーバーを選定
メンバー・オブザーバー　大学等の研究者、実務家
オブザーバー　関係省庁

-複数の共同研究テーマ選定　分科会制度も適宜設置　→2020年度から現在の姿へ

＊年度末の共同研究成果シンポジウム/2025年2月に『宇宙法の位相』（信山社）出版
その他公開セミナー　→　現在はオンラインミニセミナーとして定着
特別イベント　アジア・太平洋宇宙法模擬裁判大会　ミラモス編集委員会等

(2) 宇宙教育への貢献を通しての宇宙法研究能力の向上

2013年度　共同研究の特別行事

Manfred Lachs 記念宇宙法模擬裁判　1992～

地域大会：欧州、北米、アジア・太平洋、アフリカ、ラ米

2013年6月1-2日　慶應義塾大学にてアジア太平洋地域大会開催

１　書面審査　原告・被告側　26 teams 26 x 2 x 3 =156　回の採点

 2　上位15チームが来日

インド、中国、タイ、フィリピン、インドネシア、日本

優勝　　National Law University (India)

準優勝　Beijing Foreign Studies University (China)

3.　共同研究スタイルの変化と確立　(1) 2011-2016年度　リスト

回数	開催日	テーマ　趣旨等
1	2012/3/12	21世紀の国際宇宙法-今後の宇宙活動をとりまく課題
2	2013/3/6	宇宙法研究の最前線
3	2013/11/5	（特別会）国連宇宙活動に貢献する日本　COPUOS日本人議長堀川康氏
4	2014/3/5	共同研究報告会
5	2014/9/3	宇宙分野における国際協力メカニズム
6	2015/1/23	宇宙商業化時代の国内法整備に向けて　宇宙活動法策定検討時代
7	2016/3/2	共同研究報告会
8	2017/3/13	宇宙法研究所開所5周年記念シンポジウムー5年間の軌跡と展望ー

-2016年度までに現在の共同研究の仕組みが整備
-実務・政府との協力確立

日時	公開セミナー　テーマ
2012/11/15	宇宙の安全保障・日米宇宙協力深化
2013/1/24	日本の輸送システム/豪州宇宙政策
2015/7/15	米国務次官補（軍備管理・検証・遵守）フランク・ローズ氏特別講演　日米宇宙協力

(2)最初の５年間の研究例　(i)スペースデブリ

2007年　COPUOSスペースデブリ低減ガイドライン

いまあるデブリをどうするのか、という問題意識

世界でも早い時期にこの問題に取組み、ロンドン大学宇宙政策法研究所のSa'id Mostesharr教授との共同研究

共同研究スペースデブリ除去

（主査 小塚教授）

デブリで軌道を汚染することの法的な意味

デブリ除去ビジネスではどういうことが問題となり得るのか

誰のものかわからなくなった衛星を勝手に除去してよいのか？

(ii)　デブリ除去と宇宙物体(人工物で宇宙に導入したもの)に対する管轄権(≒主権)の関係

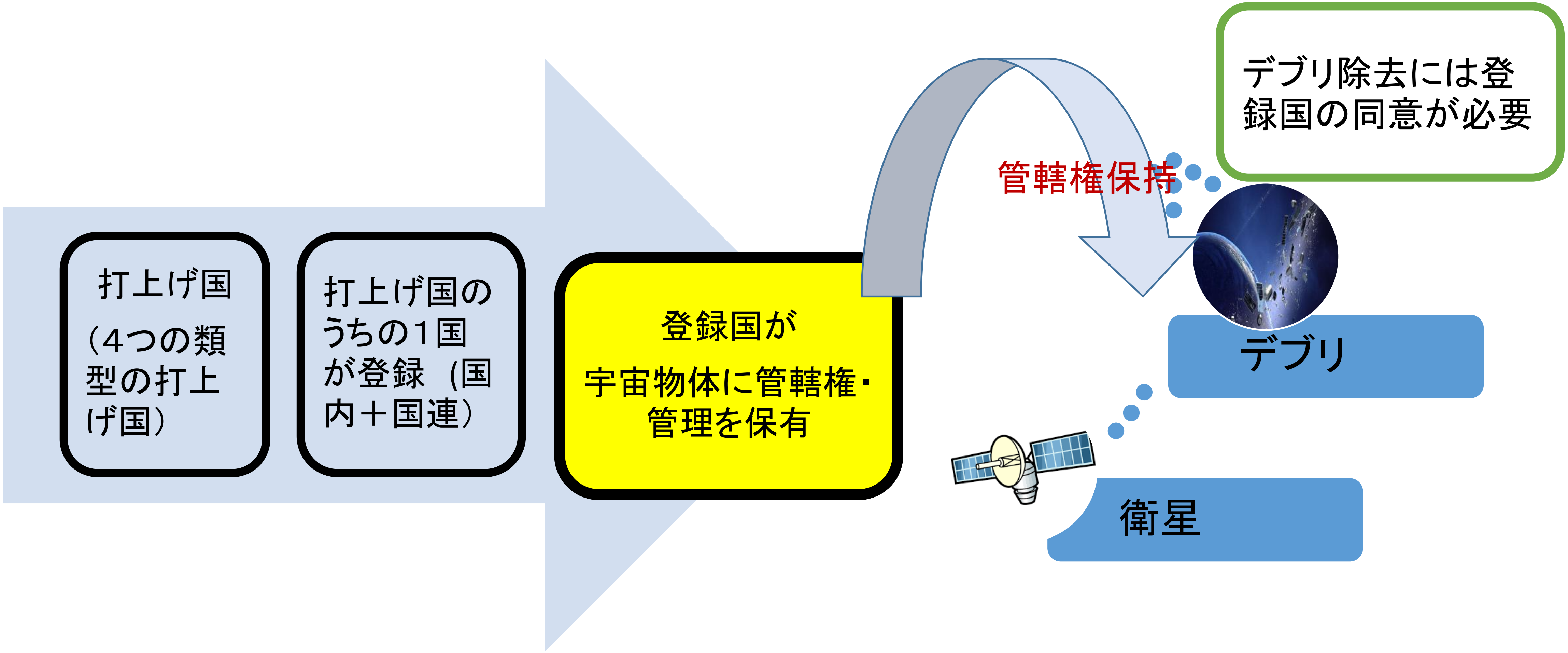

(iii) 打上げ国、登録国、賠償責任の関係

登録国は打上げ国の真部分集合

① 打上げを行う国
② 打上げを行わせる国(procures the launching)
③ 自国の領域から宇宙物体が打ち上げられる国
④ 自国の施設から宇宙物体が打ち上げられる国

賠償責任	地上	無過失完全賠償
	宇宙空間	過失責任

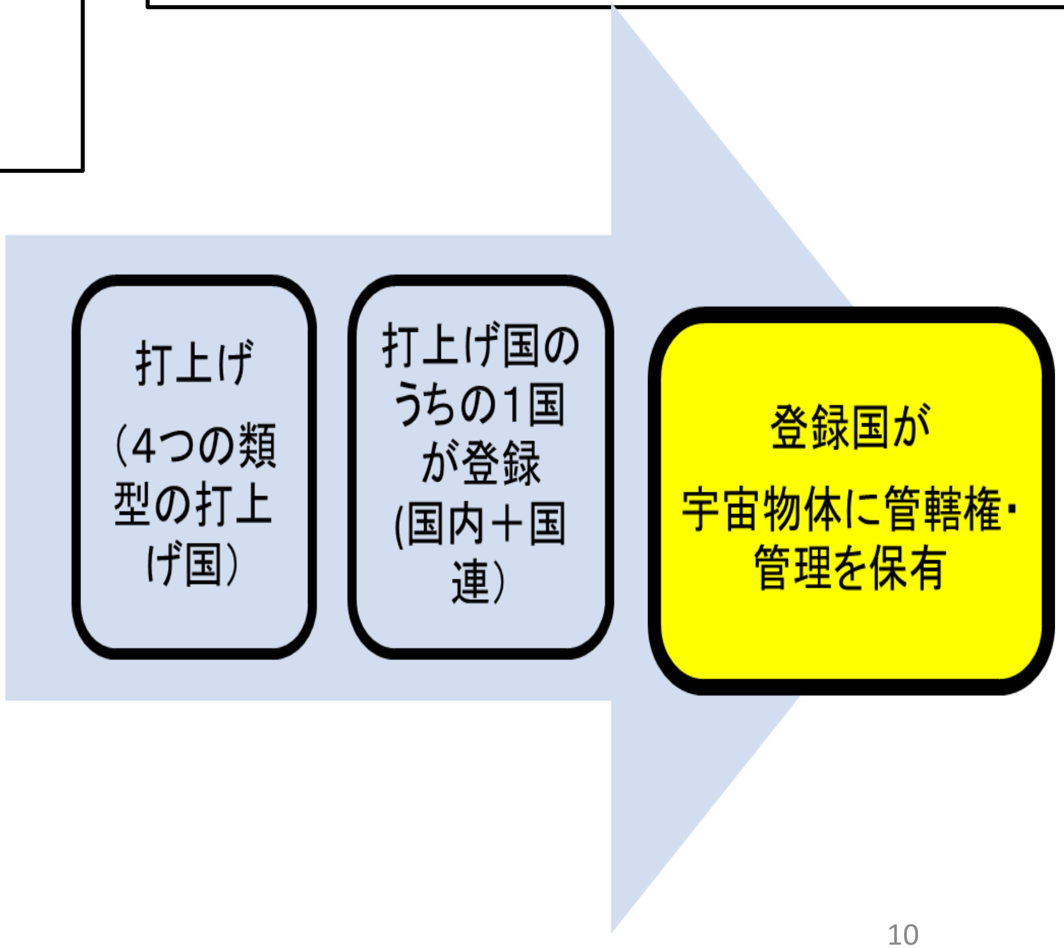

打上げ国と登録の関係
ルール1　打上げ国が宇宙物体を登録する。
ルール2　複数の打上げ国があるとき、
そのうち1ヵ国が国連登録
ルール3　登録国は、打上げ国である。
私企業が打上げを調達した衛星を登録する
ことにより、国は打上げ国と自認することになる。

(iv)　その他の共同研究

(1) サブオービタル観光(主査笹岡教授）　宇宙法か航空法かそのハイブリッドか

(2) 測位航法衛星データと損害賠償問題（主査清水教授）

(3) 軌道上の宇宙物体移転と国家の責任･賠償責任（主査 青木）

軌道上で転々と所有者が変わる衛星　登録国がいつまでの管轄権/打上げ国

なぜ？

「衛星」の同定の難しさ → 宇宙状況把握（SSA)の必要

特に混雑の著しい静止軌道の権益は「使用開始（bringing into use)」が権益維持の期限（現在は7年）を遅れると失うため、他企業の衛星を購入･リースして一時配置して維持を図る

デブリの定義の難しさ → デブリ除去の難しさ

(3)共同研究方法の確立と書籍の出版へ

回数	開催日	テーマ　趣旨等
９	2018/2/27	新たな宇宙ビジネスの動向に対する法的課題と対応
10	2019/2/25	我が国の宇宙法研究コミュニティの更なる発展に向けて
11	2020/2/21	我が国の宇宙法研究の拡大と深化に向けて
12	2021/3/1	宇宙法政策の現在と未来～2020年代を迎えて
13	2022/2/28	宇宙法の新時代ー新たな規範とルール形成に向けてー
14	2023/2/9	持続可能な宇宙活動に求められるリスク管理と法政策
15	2024/2/21	宇宙活動を支える法的枠組みの現状と将来展望
16	202/1/31	宇宙法研究の「これまで」と「これから」

2020年度から2つの研究課題：国際宇宙法規範形成に関する研究と先端的な宇宙活動に関する諸問題

2025年2月の『宇宙法の位相』（信山社）の出版につながる

(4)宇宙法規範形成テーマで研究した主題

国連関係

国連宇宙空間平和利用委員会(COPUOS)での法形成状況

宇宙資源探査･開発･利用の国際法

宇宙条約の新たな問題点　許可･監督、妥当な考慮、情報提供

国連内外

惑星保護;原子力電源

宇宙交通管理

国連外

多国間:月探査･開発等　アルテミス合意

米国:米国宇宙軍事利用(宇宙軍、国防イノベーション等)

学会:宇宙の軍事利用に適用する国際法マニュアル (MILAMOS)

分科会活動としてのアジア太平洋地域宇宙機関会議(APRSAF)参加国との間での互いの国内法研究→2021年にCOPUOS法小委に、2023年にCOPUOS本委員会に報告書提出(アジア太平洋地域からは初)

(5)先端的宇宙活動テーマで研究した主題

-サイバーリスクと保険
-宇宙ビジネスに関する契約問題
-国際宇宙ステーション、民間宇宙ステーションの法的課題
-宇宙空間からの衛星「打上げ」の法的課題
宇宙の武力紛争法　ロシア・ウクライナ戦争と宇宙の軍事利用
-宇宙の地政学的なリスク　経済安全保障
-ウクライナ情勢と宇宙ビジネス
-測位航法システムの法的諸問題
-低軌道の先端的な活動

III　今後に向けて－世界水準の宇宙法研究を目指す

1. COVID-19以前の到達点

第10回（2019）年の宇宙法シンポジウムの感慨
第2部特別セッションに3人の外国人研究者登壇
　欧州宇宙機関法務官　Alexander Soucek 博士
　国連宇宙部課長（法務） Niklas Hedman氏
　米国ワシントン大学（宇宙政策） Saadia Pekkanen教授

宇宙交通管理、スペースデブリ除去の法的課題等の共同研究成果発表に対して、その水準の高さを認める。外国語での発信を強く勧める

（社交辞令ではないと直感）

2.共同研究の達成状況

１　幅広い宇宙法研究

新しい課題をいちはやく深く検討

基礎的に長く検討する課題

国際法、日本法、諸外国の宇宙法制の研究

日本の宇宙活動に資する問題点

２　法を中心に政策、技術を専門とするメンバー・オブザーバの存在

惑星検疫、惑星保護、月探査・開発、宇宙資源、宇宙での製造・修理等の研究に有益

（続）

３．（学会のみならず）国連＋他の宇宙関係国際機関に委員その他の形で関与するメンバー･オブザーバが多いことの利点

新たな問題点を宇宙法コミュニティ内で共有

研究成果が国益につながる場面が増加

例）

A. 国際協力メカニズム研究
B. COPUOS法小委に日本が提案した「非拘束的国連文書の履行」
C. APRSAF諸国との国内宇宙法イニシアティブ(NSLI)

4. 国際共同プロジェクトに対する影響　MILAMOS

3. 今後に向けて　協力協定の4つの目的

１　宇宙活動に係る法的視点からの検討を通じた諸課題への対処

２　日本の宇宙法研究の水準の向上

３　宇宙法分野における実務家および研究者の要請への寄与

４　アジアにおける宇宙法分野の能力開発への貢献